

1. 政策及び目標等

政 策	証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保
達成すべき目標	事後監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保すること（毎年度）
目標設定の考え方及びその根拠	証券取引等監視委員会は、証券取引及び金融先物取引の公正を確保し、証券市場及び金融先物市場に対する投資者の信頼を保持するため、検査・調査等を実施することを使命としている。 根拠：証券取引法第194条の6第2項及び第3項、第210条等
測定指標	検査・調査等の実施状況 （取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、その主要分野である以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。）

2. 17年度重点施策等

17年度 重点施策	証券犯罪の徹底摘発について、犯則事件の厳正な調査を実施 不公正取引やディスクロージャー違反の徹底摘発について、厳正な課徴金調査及び有価証券報告書等の検査を実施 悪質な市場仲介者の徹底摘発や検査権限範囲の拡大を踏まえた検査の基本方針・計画を策定し、検査を実施 証券市場における公正な価格形成等の確保について、不審な取引に対する迅速な審査を実施
参考指標	犯則事件の告発状況（犯則事件の告発件数） 課徴金調査及び開示検査の実施状況（検査実施件数、勧告件数） 証券検査の実施状況（検査実施件数、勧告件数） 取引審査の実施状況（取引審査実施件数）

3. 政策の内容

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、証券取引及び金融先物取引の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、犯則事件の調査、課徴金事件の調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、証券会社等に対する検査等を行うことを任務としています。

4. 平成17事務年度における事務運営についての評価

検査・調査等の実施状況

証券監視委においては、取引の公正の確保と市場に対する投資者の信頼を保持することを使命とし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標として任務の遂行に取り組んできました。

- (1) 犯則事件の調査については、16 事務年度に引き続き合計で 11 件 (32 人) の告発を行いました。いずれも証券市場の信頼を揺るがす重大・悪質な事案でしたが、特に社会的に影響を与えたものとして、カネボウ(株)に係る虚偽の有価証券報告書の提出、(株)ライブドアマーケティング株式に係る風説の流布及び偽計、(株)ライブドアに係る虚偽の有価証券報告書の提出、(株)ニッポン放送株に係るインサイダー取引について告発を行うなど、証券監視委における重要な責務である犯則事件の調査を確実に果たしてきていると考えています。これらの調査・告発は、証券市場における不公正な取引を未然に防止するための直接的な抑止力としても機能しているものと考えています。
- (2) 課徴金調査については、インサイダー取引事案について 9 件の勧告を行いました。これらの調査・勧告は、重大・悪質な事件でなくとも厳正な対応を行うことにより、違反行為の抑止を図り、規制の実効性の確保に寄与しているものと考えています。
- (3) 開示検査については、検査権限が委任された 17 年 7 月以降、開示書類提出義務者に対して 22 件の検査を実施しました。その結果、有価証券報告書の訂正報告書の提出命令の発出を求める勧告を 1 件行ったほか、検査での指摘に基づく自発的訂正が 10 件行われ、開示書類の適正性の確保に寄与しているものと考えています。
- (4) 証券検査については、検査計画に基づき、証券会社等 183 社に対して実施しました。特に、外国為替証拠金取引業者に対し重点的に検査を実施したところ、不招請勧誘等の投資勧誘の状況に関し複数の法令違反行為が認められ、金融庁長官等に行政処分を求める勧告を行いました。また、財務の健全性等の検査や、投資信託委託業者及び投資顧問業者等の新たな検査権限についても、検査の結果、金融先物取引業者の債務超過の状況や委託証拠金を区分管理していない等の問題や、投資信託委託業者の資産運用における善管注意義務違反等を把握し、金融庁長官等に行政処分を求める勧告を行いました。17 事務年度の証券検査においては、個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標としており、これらの検査や勧告は、投資者保護や市場の公正性、透明性の向上に寄与しているものと考えています。
- (5) 取引審査については、不公正な取引の疑いのある事例について合計 875 件の審査を実施し、問題が把握された事例については、その内容に応じ、犯則事件の調査、課徴金調査及び証券会社等の検査に活用しています。こうした証券市場に対する日常的な市場監視は、不公正な取引を未然に防止するための直接的又は間接的な抑止力としても機能しているものと考えています。

以上を踏まえれば、17 事務年度における証券監視委の活動は、取引の公正の確保及び証券市場等における投資者の保護に寄与しているものと考えています。

5. 今後の課題

(1) 昨年来、経済情勢は回復基調を示しており、それに伴い証券市場は活況を呈しているところです。この間、インターネット取引やクロスボーダー取引の増加、相次ぐ投資ファンド等を使った複雑な取引の増加など証券市場を巡る環境は大きく変化してきています。特に、いわゆる投資ファンド関連の不公正取引や虚偽の有価証券報告書等の提出について監査を担当した公認会計士が深く関与した事例など、社会的に強く関心を集め、マスメディアにより広く国民に報道される出来事が多く見られ、市場監視体制のあり方を巡っても様々な議論がなされています。

また、IT技術の進展や市場における競争効果も相まって、販売チャネルの拡充や投資サービスの多様化、新商品や新たな取引形態の出現など、幅広い投資家の参加を促す市場環境の整備が進展しているところです。

加えて、第164回通常国会において、幅広い金融商品についての包括的・横断的な制度の整備を図るとともに、商品ファンド販売業者等に対する検査権限が拡大され、また、公開買付制度や大量保有報告書制度その他の開示書類に関する制度の整備等を行うため、証券取引法を改組して金融商品取引法とする等の法改正が行われたところであり、市場監視において期待される証券監視委の役割は、益々大きくなっています。今後の実施ルール等の作成に当たっては、効果的なエンフォースメントの実施に向け、金融庁や自主規制機関との緊密な連携を図っていく必要があると考えています。

(2) 証券監視委としては、与えられた責務を着実に果たすため、必要な人員の確保を含む更なる監視体制の充実を図り、急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、犯則事件の調査、課徴金調査、開示検査、証券会社等に対する検査等を実施していくことが不可欠であると考えています。

以上を踏まえ、19年度において、証券監視委の体制の充実・強化を図るための予算・機構定員要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、取引の公正の確保及び証券市場に対する投資者の信頼を保持するため、市場監視の徹底及び体制の更なる充実・強化等）を行う必要があります。